

令和 3 年 1 1 月 2 4 日

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 3 年 1 1 月 会 議  
議 案

## 附 議 議 案

議 案 番 号

件

名

議案第 2 7 号      洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

議案第 2 8 号      令和 3 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 27 号

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月24日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（特別職の給料月額の特例措置）

18 次の表の左欄に掲げる特別職の区分に応じた同表中欄に掲げる期間に限り、特別職の給料月額については、第3条第1項の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に定める額にそれぞれ同表右欄に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の算出の基礎となる給料月額及び当該期間内において退任する場合の特別職の当該退任の日における給料月額については、第3条第1項に規定する額とする。

| 区分  | 期 間                    | 割 合     |
|-----|------------------------|---------|
| 町 長 | 令和3年12月1日から令和4年2月28日まで | 100分の90 |
| 副町長 | 令和3年12月1日から令和4年1月31日まで | 100分の95 |

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。

議案第 28 号

令和 3 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 5 号）

令和 3 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第 1 条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第 1 表 歳出予算補正」による。

令和 3 年 11 月 24 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳出予算補正

1 歳 出

(単位：千円)

[illegible]